

反不正競争法

1993年9月2日第8期全国人民代表大会常務委員会第3回会議採択
2017年11月4日第12期全国人民代表大会常務委員会第30回会議改正
同日国家主席令第77号により公布 2018年1月1日施行

目次

- 第1章 総則
- 第2章 不正競争行為
- 第3章 不正競争の嫌疑にかかわる行為に対する調査
- 第4章 法律責任
- 第5章 附則

第1章 総則

- 第1条 社会主義市場経済の健全な発展を促進し、公平な競争を奨励し、及び保護し、不正競争行為を差し止め、かつ経営者及び消費者の適法な權益を保護するため、この法律を制定する。
- 第2条 経営者は、生産経営活動において、自由意思、平等、公平及び信義誠実の原則を遵守してそれにより、法律及び商業道徳を遵守しなければならない。
- 2 この法律において「不正競争行為」とは、経営者が生産経営活動において、この法律の規定に違反し、市場競争秩序を乱し、その他の経営者又は消費者の適法な權益を損なう行為をいう。
- 3 この法律において「経営者」とは、商品の生産若しくは経営又はサービスの提供（以下にいう商品には、サービスが含まれる。）に従事する自然人、法人及び非法人組織をいう。
- 第3条 各級人民政府は、措置を講じ、不正競争行為を差し止め、公平な競争のために良好な環境及び条件を創造しなければならない。
- 2 国务院は、反不正競争業務調整・統括メカニズムを確立し、反不正競争重大政策を検討・決定させ、市場競争秩序の維持・保護に係る重大問題の処理を調整・統括させる。
- 第4条 県級以上の人民政府の工商行政管理職責を履行する部門は、不正競争行為について調査・処理をする。法律又は行政法規の規定によりその他の部門が調査・処理する場合には、当該規定による。
- 第5条 国は、一切の組織及び個人が不正競争行為について社会監督を行うことを奨励し、支持し、及び保護する。
- 2 国家機関及びその業務人員は、不正競争行為を支持し、又はかばってはならない。
- 3 業種組織は、業種自己規律を強化し、会員が法により競争するよう誘導し、又は規範化し、市場競争秩序を維持・保護しなければならない。

第2章 不正競争行為

第6条 経営者は、次の混同行為を実施し、人をして他人の商品であり、又は他人と特定の係が存在すると誤認させてはならない。

- (1) 他人が一定の影響を有する商品の名称、包装又は装飾等と同一であり、又は近似する標識を無断で使用する行為
- (2) 他人が一定の影響を有する企業名称（略称及び屋号等を含む。）、社会組織名称（略称等を含む。）又は氏名（ペンネーム、芸名及び翻訳名等を含む。）を無断で使用する行為
- (3) 他人が一定の影響を有するドメイン名主体部分、ウェブサイト名称又はウェブページ等を無断で使用する行為
- (4) 人をして他人の商品であり、又は他人と特定の係が存在すると誤認させるのに足りるその他の混同行為

第7条 経営者は、財物又はその他の手段を採用して次の単位又は個人に贈賄し、もって取引機会又は競争上の優位性の取得を図ってはならない。

- (1) 取引相手方の業務人員
 - (2) 取引相手方の委託を受けて関連事務を取扱う単位又は個人
 - (3) 職権又は影響力を利用して取引に影響を及ぼす単位又は個人
- 2 経営者は、取引活動において、明示方式により取引相手方に対し割引金を支払い、又は中間者に対しコミッションを支払うことができる。経営者は、取引相手方に対し割引金を支払い、又は中間者に対しコミッションを支払う場合には、ありのままに記帳しなければならない。割引金又はコミッションを受けた経営者も、ありのままに記帳しなければならない。
- 3 経営者の業務人員が贈賄をした場合には、経営者の行為であると認定しなければならない。ただし、経営者が当該業務人員の行為が経営者のために取引機会又は競争上の優位性の取得を図ることと関係がない旨を証明する証拠を有する場合を除く。

第8条 経営者は、その商品の性能、機能、品質、販売状況、ユーザーの評価及び過去に取得した荣誉等について虚偽の、又は人をして誤解させる商業宣伝をし、消費者を欺罔し、又は誤導してはならない。

- 2 経営者は、虚偽取引の組織等の方式を通じて、その他の経営者が虚偽の、又は人をして誤解させる商業宣伝を行うのを幫助してはならない。

第9条 経営者は、次の商業秘密を侵害する行為を実施してはならない。

- (1) 窃取、賄賂、欺罔、脅迫又はその他の不正手段により権利者の商業秘密を取得する行為
 - (2) 前号の手段により取得した権利者の商業秘密を開示し、使用し、又は他人が使用するのを許諾する行為
 - (3) 約定に違反し、又は権利者の商業秘密の保持に関する要求に違反し、自己が掌握する商業秘密を開示し、使用し、又は他人が使用するのを許諾する行為
- 2 第三者が、商業秘密権利者の従業員、前従業員又はその他の単位若しくは個人が前項所定の違法行為を実施するのを明らかに知り、又は知るべきであるのに、なお当該商業秘密を取得し、開示し、使用し、又は他人が使用するのを許諾した場合には、商業秘密の侵害であるとみなす。
- 3 この法律において「商業秘密」とは、公衆に知られておらず、商業的価値を有し、かつ、権利者による相応する秘密保持措置の採用を経た技術情報及び経営情報はい

う。

第10条 経営者が賞付き販売をする場合には、次の事由が存在してはならない。

- (1) 設定された賞の種類、賞引換条件、賞金金額又は賞品等の賞付き販売情報が明確でなく、賞引換えに影響を及ぼすこと。
- (2) 偽って賞付きと称し、又は故意に内定人員をして当選させる欺罔方式を採用して賞付き販売を行うこと。
- (3) 抽選式の賞付き販売の最高賞の金額が5万元を超えること。

第11条 経営者は、虚偽情報又は誤導性情報を捏造し、又は伝播し、競争相手の商業信用・名誉又は商品名声・名誉を損なってはならない。

第12条 経営者は、ネットワークを利用して生産経営活動に従事する場合には、この法律の各規定を遵守しなければならない。

2 経営者は、技術手段を利用し、ユーザーの選択に影響を及ぼす方式又はその他の方式を通じて、その他の経営者が適法に提供するネットワーク製品又はサービスの正常な運行を妨害し、又は破壊する次の行為を実施してはならない。

- (1) その他の経営者の同意を経ないで、当該経営者が適法に提供するネットワーク製品又はサービスに、リンクを挿入し、又は強制的に目標転送を行う行為
- (2) ユーザーを誤導し、欺罔し、又は強要し、その他の経営者が適法に提供するネットワーク製品又はサービスを修正させ、閉鎖させ、又はアンインストールさせる行為
- (3) その他の経営者が適法に提供するネットワーク製品又はサービスについて悪意により互換性の喪失を実施する行為
- (4) その他の経営者が適法に提供するネットワーク製品又はサービスの正常な運行を妨害し、又は破壊するその他の行為

第3章 不正競争の嫌疑にかかわる行為に対する調査

第13条 監督・検査部門は、不正競争の嫌疑にかかわる行為を調査する場合には、次の措置を講ずることができる。

- (1) 不正競争の嫌疑にかかわる行為の経営場所に立ち入って検査を行うこと。
- (2) 調査を受ける経営者、利害関係人その他の関係する単位又は個人に質問し、それらの者に対し関係状況を説明し、又は調査を受ける行為と関係するその他の資料を提供するよう要求すること。
- (3) 不正競争の嫌疑にかかわる行為と関係する合意、帳簿、証憑類書類（編注：原語は、「単拠」である。）、文書、記録、業務レター・電信その他の資料につき照会し、又はそれらを複製すること。
- (4) 不正競争の嫌疑にかかわる行為と関係する財物を封印し、又は差し押えること。
- (5) 不正競争の嫌疑にかかわる行為の経営者の銀行口座につき照会すること。

2 前項所定の措置を講ずる場合には、監督・検査部門の主要責任者に対し書面により報告し、かつ、承認を経なければならない。前項第(4)号又は第(5)号所定の措置を講ずる場合には、区を設ける市級以上の人民政府の監督・検査部門の主要責任者に対し書面により報告し、かつ、承認を経なければならない。

3 監督・検査部門は、不正競争の嫌疑にかかわる行為を調査する場合には、「行政強制法」その他の関係する法律又は行政法規の規定を遵守しなければならず、かつ、調査・処理結果を遅滞なく社会に対し公開しなければならない。

第14条 監督・検査部門が不正競争の嫌疑にかかわる行為を調査する場合には、調査を受ける経営者、利害関係人その他の関係する単位又は個人は、関係する資料又

は状況をありのままに提供しなければならない。

第 15 条 監督・検査部門及びその業務人員は、調査の過程において知り得た商業秘密について秘密保持義務を負う。

第 16 条 不正競争の嫌疑にかかわる行為については、いずれの単位及び個人も、監督・検査部門に対し告発・通報する権利を有する。監督・検査部門は、告発・通報を接受した後に、法により遅滞なく処理しなければならない。

2 監督・検査部門は、社会に対し告発・通報を受理する電話、メール・ボックス又は電子メール・アドレスを公開し、かつ、告発・通報人のために秘密を保持しなければならない。実名により告発・通報し、かつ、関連する事実及び証拠を提供した場合については、監督・検査部門は、処理結果を告発・通報人に告知しなければならない。

第 4 章 法律責任

第 17 条 経営者は、この法律の規定に違反し、他人に対し損害をもたらした場合には、法により民事責任を引き受けなければならない。

2 経営者の適法な權益が不正競争行為による損害を受けた場合には、人民法院に対し訴えを提起することができる。

3 不正競争行為により損害を受けた経営者の賠償金額については、当該経営者が権利侵害により受けた実際損害に従い確定する。実際損害を計算しがたい場合には、権利侵害者が権利侵害により取得した利益に従い確定する。賠償金額には、更に経営者が権利侵害行為を差し止めるために支払った合理的支出を含めなければならない。

4 経営者が第 6 条又は第 9 条の規定に違反し、権利者が権利侵害により受けた実際損害又は権利侵害者が権利侵害により取得した利益を確定しがたい場合には、人民法院が権利侵害行為の情状に基づき、権利者に対し 300 万元以下の賠償を与える旨を判決する。

第 18 条 経営者が第 6 条の規定に違反し、混同行為を実施した場合には、監督・検査部門が違法行為を停止するよう命じ、違法商品を没収する。違法経営額が 5 万元以上である場合には、違法経営額の 5 倍以下の罰金を併科することができる。違法経営額がなく、又は違法経営額が 5 万元未満である場合には、25 万元以下の罰金を併科することができる。情状が重大である場合には、営業許可証を行政処罰として取り消す。

2 経営者が登記した企業名称が第 6 条の規定に違反する場合には、遅滞なく名称変更登記手続をしなければならない。名称が変更される前においては、原企業登記機関が統一社会信用コードによりその名称に代替させる。

第 19 条 経営者が第 7 条の規定に違反し、他人に贈賄した場合には、監督・検査部門が違法所得を没収し、10 万元以上 300 万元以下の罰金を科する。情状が重大である場合には、営業許可証を行政処罰として取り消す。

第 20 条 経営者が第 8 条の規定に違反し、その商品について虚偽の、若しくは人をして誤解させる商業宣伝をし、又は虚偽取引の組織等の方式を通じてその他の経営者が虚偽の、若しくは人をして誤解させる商業宣伝を行うのを幫助した場合には、監督・検査部門が違法行為を停止するよう命じ、20 万元以上 100 万元以下の罰金を科する。情状が重大である場合には、100 万元以上 200 万元以下の罰金を科すものとし、営業許可証を行政処罰として取り消すことができる。

2 経営者が第 8 条の規定に違反し、虚偽広告の発布に属する場合には、「広告法」

の規定により処罰する。

第 21 条 経営者が第 9 条の規定に違反し、商業秘密を侵害した場合には、監督・検査部門が違法行為を停止するよう命じ、10 万元以上 50 万元以下の罰金を科する。情状が重大である場合には、50 万元以上 300 万元以下の罰金を科する。

第 22 条 経営者が第 10 条の規定に違反し、賞付き販売をした場合には、監督・検査部門が違法行為を停止するよう命じ、5 万元以上 50 万元以下の罰金を科する。

第 23 条 経営者が第 11 条の規定に違反し、競争相手の商業信用・名誉又は商品名声・名誉を損なった場合には、監督・検査部門が違法行為を停止し、影響を除去するよう命じ、10 万元以上 50 万元以下の罰金を科する。情状が重大である場合には、50 万元以上 300 万元以下の罰金を科する。

第 24 条 経営者が第 12 条の規定に違反し、その他の経営者が適法に提供するネットワーク製品又はサービスの正常な運行を妨害し、又は破壊した場合には、監督・検査部門が違法行為を停止するよう命じ、10 万元以上 50 万元以下の罰金を科する。情状が重大である場合には、50 万元以上 300 万元以下の罰金を科する。

第 25 条 経営者がこの法律の規定に違反し、不正競争に従事した場合において、違法行為の危害結果を主導的に除去し、又は軽減する等の法定事由に該当するときは、法により軽きに従い行政処罰を科し、又は行政処罰を減輕する。違法行為が軽微であり、かつ、遅滞なく是正し、危害結果をもたらさなかった場合には、行政処罰を科さない。

第 26 条 経営者がこの法律の規定に違反し、不正競争に従事し、行政処罰を受けた場合には、監督・検査部門が信用記録に記入し、かつ、関係する法律又は行政法規の規定により公示をする。

第 27 条 経営者がこの法律の規定に違反し、民事責任、行政責任及び刑事責任を引き受けるべき場合において、その財産が支払いに足りないときは、民事責任の引受けに優先して用いる。

第 28 条 監督・検査部門がこの法律により職責を履行するのを妨害し、調査を拒絶し、又は阻害したときは、監督・検査部門が是正するよう命ずるものとし、個人に対しては 5000 元以下の罰金を科すことができ、単位に対しては 5 万元以下の罰金を科すことができ、かつ、公安機関が法により治安管理处罰を科すことができる。

第 29 条 当事者は、監督・検査部門が行った決定に対し不服のある場合には、法により行政再議を申し立て、又は行政訴訟を提起することができる。

第 30 条 監督・検査部門の業務人員が職権を濫用し、職務を懈怠し、私情にとらわれて不正行為をし、又は調査の過程において知り得た商業秘密を漏洩した場合には、法により処分を科する。

第 31 条 この法律の規定に違反し、犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第 5 章 附則

第 32 条 この法律は、2018 年 1 月 1 日からこれを施行する。

(中文法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：広瀬元康 事務局長：森啓太)